

四日市市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市空家等管理活用支援法人指定申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（法人としての前事業年度の実績がない場合は設立時の出資状況等がわかる書面）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面（法人化以前の任意団体としての実績も記載可）
- (8) 法第24条各号に規定する業務に関する計画書（業務の方法のほか、人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの）
- (9) 市税の滞納がないことの証明書
- (10) 誓約書
- (11) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請についてヒアリングを実施し、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人又は公益財団法人であること。
- (2) 本市の空家等対策計画及びまちづくり計画（都市計画マスタープラン地域・地区別構想や地区空家等対策計画など）の実現に資する取り組みを行うこと。
- (3) 空家等の諸問題の解決を通して、地域貢献に繋がる取り組みを行うこと。
- (4) 三重県内に事務所又は支店を有すること。
- (5) 第8条の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、暴力団員等）でないこと。
- (7) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
- イ 未成年者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - ホ 暴力団員等
- (8) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第23条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (9) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (10) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。
- (11) 市税の滞納がないこと。

- 2 前項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。
- 3 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合は、四日市市空家等管理活用支援法人指定通知書（第2号様式）により、指定をしない場合は、四日市市空家等管理活用支援法人不指定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、四日市市空家等管理活用支援法人名称等変更届出書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ四日市市空家等管理活用支援法人業務変更届出書（第5号様式）を市長に提出するものとする。
(業務の廃止)

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに四日市市空家等管理活用支援法人業務廃止届出書（第6号様式）により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は支店の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。

- 2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書

及び貸借対照表を市長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項各号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、四日市市空家等管理活用支援法人指定取消書（第7号様式）により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（第3条第1項第7号ハに関する経過措置）

2 令和7年5月31日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなす。

（都市整備部都市計画課）